

安全の手引き

2023年版

在チェコ日本国大使館

目次

I. はじめに	3
II. 防犯と安全の手引き	
1. 基本的な心構え	4
2. チェコの犯罪発生概況	5
3. 類型別防犯対策	6
4. テロ・誘拐事件対策	16
5. 交通事情と事故対策	19
6. チェコ国内でのドローン飛行規則	25
7. セグウェイでの交通	25
III. 大規模災害等緊急事態への対処	
1. 平素からの準備と心構え	24
2. 大規模災害等発生時の行動	26
3. 緊急事態に備えてのチェックリスト	27
IV. その他	
1. 在留届・たびレジ	29
2. パスポート	31
3. 緊急連絡先	33

I . はじめに

チェコには、約2, 553人（2022年10月現在）の日本人が居住しています。

チェコの社会情勢及び治安情勢は概ね良好とされていますが、スリ、置き引き、ひったくり、車上狙い等の犯罪は発生しており、残念ながら、こうした犯罪に巻き込まれる日本人も少なくありません。

また、チェコ国内でテロが発生する危険は必ずしも高いとは言えませんが、世界各地でテロ事件が発生していることを鑑みますと、チェコを含むヨーロッパの国々において、日本人がテロ事件に巻き込まれる可能性は否定できません。

この「安全の手引き」では、皆様の安心・安全な滞在のために、犯罪被害を防ぐポイントや、テロ事件・大規模災害等が発生した場合の対処方法などについて、被害事例を紹介しながら説明しています。当館では、この「安全の手引き」を毎年更新し、大使館ホームページに掲載しています。外務省の海外安全ホームページと併せて、チェコ滞在時の安全対策に役立てていただければ幸いです。

(在チェコ日本大使館ホームページ : <https://www.cz.emb-japan.go.jp>)

(外務省・海外安全ホームページ : <https://anzen.mofa.go.jp>)

Ⅱ．防犯と安全の手引き

1．基本的な心構え

海外で安全に生活するためには、各人が「自分の身は自分で守る」との危機管理意識をしっかりと持ち、次のような原則を守ることが重要です。

- 現地の法律を遵守し、風俗や習慣を尊重すること
- 危険な場所には近づかず、夜間の外出は控えること
- 多額の現金、貴重品を持ち歩かないこと
- 見知らぬ人を安易に信用しないこと
- 犯罪被害にあったら：命が一番大事

(外務省・海外安全ホームページ「海外旅行を予定されている皆様へ：

https://anzen.mofa.go.jp/c_info/message.html)

2. チェコの犯罪発生概況

【近年の状況】

チェコの治安情勢は概ね良好で、犯罪件数は減少傾向にあります。しかし、人口比当たりの犯罪発生件数を日本と比較した場合、チェコは約3.6倍の発生件数になります。

スリ、置き引き、家屋等への侵入窃盗、自動車窃盗などの窃盗犯罪は発生していますので十分な注意が必要です。

【2022年の犯罪】

チェコにおける2022年の犯罪発生件数は約18.2万件です。主な犯罪は、以下のとおりです。

殺 人…	150 件
粗 暴 犯…	13,180 件
侵入窃盗…	33,750 件
単純窃盗…	34,404 件
財 産 犯…	13,637 件

チェコにおける2022年の犯罪総任認知件数は、18万1,991件で、2021年と比較すると2万8,758件の増加になりました。

ただし、犯罪の被害額は2021年271億1千万チェココルナに対し、2022年は196億1300万チェココルナと減少しました。

3. 類型別防犯対策

(1) スリ

【被害事例】

スリ被害は、路上、観光施設、土産物店、地下鉄、トラム、バス等人が密集する場所はもちろん、人通りが閑散としている路上等であっても背負っているリュック等から財布等を抜き取られる被害が多発しています。

特に、日本人観光客は、金持ちで不用心との印象をもたれており、スリ等の標的になりやすい傾向があるので、観光や買物に気を取られている際にカバンなどから貴重品を奪われないよう注意する必要があります。

地下鉄やトラムでの手口として、乗り込む際に背後から押し込んだり、車両内で取り囲んだり、降車時に扉を開けないなど、混雑した状況を利用したり、意図的に作り出したりした上で犯行に及ぶものがあります。

こうした被害は、プラハ市内では、観光地区周辺（プラハ城、カレル橋、旧市街広場、ヴァーツラフ広場などの付近）やムステック（Mustek）駅を経由する地下鉄、トラム、バスの車両内で発生しています。

【対策】

- 日本人旅行者はスリの標的になりやすいので、目立つ服装はできるだけ避け、外出時の携行品を少なくしてください。
- カバンは、ファスナーや鍵のかかるカバンを用い、たすき掛けにするなど常に自分の目の届くところに保ち、混雑する場所では常にカバンへ手を添えてください。

カバンのファスナーが簡単に開かないよう鍵やナスカン（フック）などで止めることも有効です。

財布や携帯電話などにもひもやチェーン付けたり、財布に鈴を付けたりすると、より効果的です。

- デイパックなどリュックサックなど背負うタイプのカバンに貴重品を入れる場合は、内部のポケット内に収納するなど、万が一犯人がカバン内に手を入れても、直ぐに財布に触れられるような場所には入れて置かないようにしてください。

貴重品を所持し、人混みに入る場合は、体の前に抱えて持つようにするようにしてください。

- 地下鉄やトラムに乗降する際は、混雑した場所を避け、スリ集団に囲まれる状況をつくらぬよう心掛けてください。

車両内で不審な集団に囲まれた際には、声を上げて他の乗客の注目を得るなどして不利な状況から回避してください。

幸い、チェコにおいては、観光者を狙った強盗などはありませんが、強盗犯人が接近して来た場合、車内に人がいないなど、声を上げるような対応が更なる危険を招くような状況であれば、生命の安全を重視し、抵抗しない態度を示すことも場合によっては必要です。

- 外出時、他人とは一定の距離を保つよう心掛け、見知らぬ外国人から親しげに話しかけられても、決して気を許さず、所持品から目を離さないでください。

- 路上や電車内等でスマートフォンを操作する際は、意識が操作に集中し、周囲への警戒が疎かになりやすいので、周囲にも注意しながら必要最小限の使用を心掛けてください。

- また外出している際、ヘッドホンなど使用する際も、周囲の音が聞こえるようにしてください。不審者の接近に気付いたり、交通事故があった際の異音によって、被害を防止できる可能性も高まります。

- 貴重品は、一箇所に保管することなく分散して保管してください。

(2) 置引きなど

【被害事例】

典型的な被害事例は、レストラン等の飲食店で、椅子の背もたれに掛けていたカバンや、座席の上や足下に置いていた荷物を持ち去られるものです。

犯人の一人がテーブルに近づいて話しかけるなど注意をそらした隙に、別の仲間が荷物を奪う事例や、犯人が路上から手を伸ばして、窓際のテーブルや座席上の荷物を奪う事例もあります。このほか、空港、ホテルのレセプションで床に置いた荷物を奪われる事例も発生しています。

犯人は、被害者が座席に着こうとする際、荷物を棚に上げるのを親切に手伝うふりをしたり、窓の外からノックしたりして注意を引きつけ、その隙に別の仲間が座席上のカバン等を奪います。

【対策】

○ カバンは、常に手元や身体から離さないようにして、飲食店内でも足下に置かない。

特に、見知らぬ人物が近づいて声をかけてきたような際は、カバンから目を離さない。

○ 長距離列車等の車内では、「荷物を網棚に載せてあげる」などと親切に話しかけてくる外国人には警戒し、荷物に触れさせない。

○ ホテル客室扉を開閉した際には、必ずロックされたことを確認し、チェーン錠が備わっている場合には必ず使用する。

最近では、宿泊中のホテル客室内から所持品が盗まれる事案も散見されています。

清掃員などが入室した際、貴重品などが見える場所に置いてあると、共犯者などに連絡することも想定されます。

ホテル客室内なら大丈夫と過信せず、貴重品はセーフティボックス内に収納してください。

このほか、客室窓から泥棒が侵入する場合もあるので、窓が外から開けられないよう必ず施錠してください。

(3) 偽警官などによる被害

【被害事例】

最近では減ってきているとはいえ、観光の最中や路上で、私服警察官を称する人物が現れ、身分証のようなものを一瞬提示し、「麻薬所持を検査している」などとしてパスポートや所持品の検査を要求してくることがあります。

これらに応じて荷物や財布を差し出すと、偽警官は、検査をするふりをしながら巧みに現金やクレジットカードを抜き取りま

す。クレジットカードの暗証番号を尋ねたり、クレジットカードを読み取り機のような装置に通したりする事例も報告されています。

暗証番号を伝えて多額の現金が引き出された事案もみられます。

また、駅などで旅行者風の外国人から「お金を盗まれた。必ず後で返すので貸して欲しい」などと声を掛けられ、切符代等を貸したところ、連絡先等はでたらめだったなど、貸金をだまし取られる事例も発生しています。

偽警官のほかにも、公共交通機関内では偽検札官（切符の検札をする職員）による同様の被害も見られています。

偽警官による被害は、人通りの少ない路地裏などだけではなく、観光地の大通りでも発生しています。また、偽検札官による被害は公共交通機関（トラム、地下鉄内）内で乗客が少ない場合などに散見されています。

【対策】

- 人通りの少ない場所で見知らぬ人物が近づいてきた際は、相手にせず、呼びかけられても立ち止まらないようにしてください。
- チェコの警察官が財布の提示を求めたり、暗証番号を聞いたりはすることはなく、このようなことを求められた場合は、偽警官であることを疑ってください。
- 警察官を名乗る者でも所持品検査を要求された場合は、相手の身分証の提示を求め、しっかり確認してください。

不審な点があれば、最寄りの警察署や日本大使館に連絡又は赴くよう主張するなど、毅然とした態度で冷静に対処してください。

ただし、こうした対応が更なる危険を招くような状況であれば、生命の安全を重視し、抵抗しない態度を示すことも場合によっては必要です。

※ チェコ警察では本物の警察官か疑わしい場合、112（警察や消防、救急などあらゆる場合の緊急用電話、英語可）か、158（チェコ警察）へ電話するよう呼びかけています。

（４）詐欺など

【被害事例】

チェコでは、両替詐欺、タクシー運賃詐欺などが発生しているほか、インターネット上の詐欺についても注意が必要です。

○ 両替詐欺

両替は必ず、両替所か銀行で行い、路上では絶対に行わないでください。

また、両替店等で両替する際、店頭に為替レートが掲出されているにもかかわらず、実際の両替では異なる為替ルートが適

用されたり、多額の手数料が差し引かれたりするケースも散見されます。

なお、チェコでは、路上で両替を行うことは禁止されているので、路上で声を掛けられても応じないでください。

○ 振り込め詐欺

邦人旅行者や在留邦人の日本の家族に対し、当該邦人に成りすました第三者から電話が入り、交通事故で人を負傷させてしまったなどとして示談金の送金が求められた事例があります。

○ タクシー運賃詐欺

流しのタクシーや、タクシー乗り場で客待ちをしているタクシーを利用する際、通常の料金より高値を請求されるケースも見受けられます。

タクシーを利用する際は、タクシー会社に電話して、目安となる料金を事前に確認することや乗車する前に目的地を告げ概算の金額を聞いてから乗車することも防犯対策になります。

○ 過大請求詐欺

クレジットカードを利用した際は、領収書を保管し、正しい請求額が引き落とされているか確認を行ってください。

○ スキミング

プラハ市内では、ATMが多数設置されています。犯罪者グループは、いわゆる「スキミング」を行って一部のATMでカード情報や暗証番号を盗んでいます。ATMは、周囲が監視されている銀行や主要ホテル、空港などを利用するようにしてください。

【対策】

- いわゆる「振り込め詐欺」が海外でも発生することについて、日本の家族等との間で日頃から認識を共有しておいてください。

また、不審な電話があった場合の本人確認の方法を事前に打ち合わせておくことも有効です。

- 列車内で乗車券の有効性に関するトラブルに遭った場合、乗客自身の誤解や誤信、券売窓口員の手違い、車掌による詐欺のいずれかに起因していることが一般的です。

当該車掌に詳しい説明を求めるとともに、納得できない点あれば、他の係員等に相談するようにしてください。

- 両替は必ず店頭で行い、両替で得られる金額を事前に確認し、納得した上で両替する。
- 慣れない土地では、見知らぬ人物をむやみに信用しないでください。

(5) 自動車盗難・車上狙い

【被害事例】

自動車盗難・車上狙いについては、夜間、路上駐車していた自動車を盗まれる、大規模商業施設や空港等の駐車場で窓ガラスを割られて車内の貴重品が盗まれるなどの被害が発生しています。

車上狙いの被害は、チェコ全域で発生していますが、特にプラハなどの都市部で多発しています。

【対策】

- 貴重品を車内に放置しないでください。
また、外部から車両内を見て、所有物などがあると窓ガラス割られて盗まれる可能性もあります。
車内に荷物を置いていく必要がある場合は、トランクに収納するなど、犯人に犯意を起こさせない措置を行ってください。
- 防犯アラームやギアシフト・ロック、イモビライザー（不正始動防止装置）などの盗難防止装置を設置することも有効です。
- 管理人や警備員のいる駐車場、防犯シャッターや防犯カメラ

のある駐車場を使用することをお勧めします。

月極駐車場では、防犯シャッターの暗証番号が流出する可能性にも留意しましょう。

なお、日中、短時間の駐車であっても、見通しの悪い場所、交通量や人通りの少ない場所での駐車は避けるのが無難です。

(6) 強盗・暴行、変質者

【被害事例】

幸いチェコでは、邦人が強盗や傷害など深刻な犯罪の被害者となるケースはほとんど確認されていません。

しかし、過去には、以下のような事案が発生していますので、同種の事件に巻き込まれないよう十分な注意が必要です。

- 日本人女性が、トラムから下車したところ、背後から忍び寄ってきた男性に羽交い締めになされ、たすき掛けにして持っていた鞆を盗まれました。
- 路上で大声を出して人種差別的な発言を行っていた男が、付近を通りかかった日本人に暴行を加えました。
- 夜間、飲食店から出てきた酔客に日本人女性がかからまれ、暴言を加えられた上、つばを吐きかけられました。
- 人通りの少ない地下通路で、日本人女性が外国人に暴言を加えられ、体に触れられそうになりました。
- プラハ市内の観光地で、日本人女性が、近づいてきた2人組の外国人女性よりスプレーを噴霧され、持っていた鞆を奪われそうになりました。
- 日本人の児童が学校から1人で帰宅する途中、変質者に付きまとわれました。
- 通勤・通学に利用している公共交通機関の中で、日本人の児童や女性に対し電話番号を聞いたりするなどの事案も発生しています。

【対策】

- 人通りの少ないところや夜間の一人歩きは避けてください。
不審な場所には絶対に近づかないようにしてください。
また、万が一、暴行を受けそうな状況になった場合には、生命の安全を第一に考え、場合によっては犯人に抵抗しない態度を示すことが必要な場合もあります。
- 見知らぬ人物に用心するよう子供に言い聞かせ、子供だけでの外出・留守番させることを控えてください。
また、子供を連れて外出する際には、人通りの少ない場所を避け、万が一不審な状況に置かれた場合は周りの人に助けを求めてください。
- 犯罪者や変質者などは、標的を見つけるとその者の行動を確認する習性があります。
よって、自宅から外出するとき、帰宅するときには周囲に目を配り、不審者がいないか確認する習慣を持ってください。
また、車両や公共交通機関の乗り降りについても、周囲に不審な者がいないか、また乗車してこないかなど注視し、もしそのような者がいたら警察に通報したり、降車するなど、リスクを下げる行動をとることが重要です。

(7) 薬物犯罪

路上やバー等で薬物の購入を持ち掛けられても、決して応じてはいけません。また、見知らぬ外国人から、不審な物品等を受け取ることも絶対に止めて下さい。薬物所持は、少量であっても犯罪です。

また、性暴力目的に使用されるいわゆる「デート・レイプ・ドラッグ」と呼ばれる事案も発生しております。

バーやクラブでは、他人から渡された飲み物には細心の注意を

払い、また自分のグラスを放置するなど薬物を混入されないようにしてください。

プラハ市内では、「Cannabis（マリファナ・大麻）Shop」が散見されますが、チェコでは、マリファナの所持や栽培は違法ですのでご注意ください。

4. テロ・誘拐事件対策

(1) テロ

チェコでは、近年、テロ事件は発生していません。また、チェコ政府は、国内でテロ事件が発生する可能性は低いと評価しています。

しかし、テロが世界各地で発生していることなどを踏まえると、日本人や日系団体がテロに巻き込まれる危険性は否定できないので、各個人が日々の生活の中で、十分警戒して行動する必要があります。

チェコを含む外国に渡航・滞在を予定されている方は、テロなどの不測の事態に巻き込まれないよう、以下の諸点に留意して下さい。

○ 情報収集

テロの危険性が高まった場合や、実際にテロが発生した場合には、正確な情報を収集することが重要です。

外国に渡航・滞在を予定されている方は、行き先国の治安・テロ情勢等について最新の情報を入手するよう努めて下さい。

日本外務省が発出している各国の安全に関する情報（渡航情報、広域情報など「海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp>）」）や、インターネット等を利用し、情報収集を行ってください。また、各国に所在する在外公館が発出する情報を入手するため、滞在期間が3か月以上の場合は「在留届」の提出を、滞在期間が3か月に満たない場合は海外旅行登録「たびレジ」システムをご利用下さい（P. 29 参照）。

- ・ チェコ内務省ホームページ（<https://www.mvcr.cz>）

・チェコ通信社ホームページ (<https://www.ctk.cz>)

○ 滞在時の警戒

チェコ国内でテロ事件が発生する危険性は高くはありませんが、2022年にはチェコ国内でテロを計画していた少年らがチェコ当局に逮捕・起訴されています。欧州国内では、テロを計画していた者達の検挙は継続して行われています。そのようなテロリストが、シェンゲンエリアであるチェコに入国することも否定できません。

滞在中、不審な状況を察知した場合には速やかにその場を離れるなど安全確保に努めて下さい。

一般的に、テロの標的となりやすい施設には政府・軍関係施設、公共交通機関、大規模商業施設など不特定多数が集まる場所があげられますが、必要がなければ、このような施設には近づかないようにして下さい。

また、万一、テロ事件が発生した場合には、チェコ当局の誘導に従い、速やかに安全な場所まで避難して下さい。

○ 緊急時に連絡が取れる態勢の確保

外国に滞在する際は、万一に備え、家族や友人、職場等に渡航日程や連絡先を伝えておくようにして下さい。

(2) 誘拐事件

チェコ国内では年間数件の誘拐事件が発生していますが、邦人の被害は報告されていません。

しかし、日本人が誘拐被害に遭う可能性を完全に排除することはできませんので、人通りの少ない道を一人歩きすることを避けるなどの対策をとることも重要です。もし、何らかの不安を感じるようなことがあれば、すぐに最寄りのチェコ警察に相談して下さい。

特に、子供が誘拐事件に巻き込まれることを防ぐため、見知

らぬ人物が声を掛けてきたら用心するよう普段から言い聞かせ、子供だけで留守番や外出させないように心がけてください。

なお、配偶者の同意や裁判所の許可を得ずに子の居所を移動させることは、誘拐、略取、公的決定妨害等の罪に問われる可能性がありますので、注意が必要です。

5. 交通事情と事故対策

(1) チェコでの運転と交通事情

【運転に必要な書類等】

チェコで運転する際には、①チェコで有効な運転免許証、②自動車登録証、③自動車保険加入証明証、④パスポートなどの身分証明書などの携行が必要です。

また、65歳以上の方が運転する際は、自動車の運転に支障のない健康状態であることを証明するための医療検査を受けた上で、医師から発給される健康適正証明書を携帯する義務があります。

重量3.5トンまでの自動車が高速道路を利用するためには、適切な交通料金を支払ったことを示す高速道路ステッカー（Vignette）が必要です。

チェコでは、2021年1月1日より高速道路印紙制度が変更となり、それまで車両のフロントガラスに貼り付けていた紙のクーポンに変わり、電子印紙が使用されるようになりました。印紙は、公式ウェブサイト eDálnice.cz (<https://edalnice.cz/en>)、あるいはこれまで同様ガソリンスタンドや郵便局、及び国境付近のキオスクなどで販売されています。

上記ウェブサイトには、有料区間を明示したチェコ国内高速道路マップも掲載されています。

3.5トン以上の重量の車両は、チェコ国内の有料道路の通行料金支払いのために、料金徴収ゲートと通信する装置を搭載する必要があります。

また、車両には応急処置セット、警告用三角形、反射ベスト、タイヤ修理キット又はスペアタイヤを常備する必要があります。これらのセットは、ガソリンスタンドなどでも購入できます。

【運転免許証の交換制度】

チェコに長期滞在する場合、チェコで運転するためには、日本の運転免許証とチェコの運転免許証の交換手続きを行う必要があります。

この手続きは、チェコの長期滞在許可や永住許可を取得した日から3か月以内に居住地を管轄するチェコの地方自治体で行います。

チェコのビザ等を取得しない短期滞在の場合、運転免許証の交換はできませんので、国際運転免許証で運転してください。

交換手続きの際、チェコ運輸省への送付を希望すると、日本の運転免許証は、数か月後、同省を経由して大使館に届きます。運転免許証の名義人は、大使館領事部窓口で旅券を提示して、当該免許証を受領することができます。

【交通事情】

チェコでは、日本と異なる交通規則が数々あり、また、マナーが悪く、乱暴な運転をするドライバーも少なくありません。日本で運転する以上に交通標識を意識し、交通規則を順守した安全運転を心がける必要があります。

チェコでの運転は、右側通行であり、交差点では優先指示標識がない場合、右側から侵入する自動車が優先します。また、制限速度は、道路標識に従うこととなりますが、基本的に市街地の一般道が50km/h、市街地外の一般道が90km/h、高速道路が130km/hです。このほか、次のような規則もあります。

- ・ 走行中は常にヘッドライトを点灯する必要があります。
- ・ 自転車を含め飲酒運転は厳禁です。警察官は呼気検査をドライバーに求めることができ、呼気検査でアルコールが検出された場合は、血中アルコール濃度測定のため、血液検査を求められます。
- ・ 運転中はハンズフリーを利用する以外の方法で携帯電話等を利用することは禁止されています。

- ・ 体重が 36kg 未満、身長 150cm 未満の子供を乗車させる際には、チャイルドシート等の固定装置を装着しなければなりません。
- ・ 11 月 1 日から 3 月 31 日までの間、冬季はウインタータイヤを装着しなければなりません。条件が許す限り夏用タイヤの使用が許可されていますが、特に冬の時期は天候が変わりやすいため、事故防止のためタイヤの交換を行ってください。
- ・ 18 歳以下の者が、自転車に乗車する場合、自転車用ヘルメットを装着する必要があります。

また、プラハ市内などでは、路面電車（トラム）と併走する一般道路があります。トラムと乗用車の接触事故も多発していますので、運転する際には、トラムの動きに十分注意して下さい。

(2) 交通事故の際の対応

交通事故が発生した場合、負傷者の応急処置や救急車の手配が最優先です。大きな事故に至っていない場合は、落ち着いて状況を把握し、お互いの身元を確認して連絡先を控えましょう。警察への通報の後、警察官が到着するまで現場を保存することが原則ですが、けが人の発生がなく、損害額が 10 万コルナ以下で第三者の加害によらない物損事故については、法令上、警察への通報義務はありません。

しかし、事故処理についての当事者同士の議論や示談は、トラブルの原因となることがあるため、保険会社へ速やかに連絡をとるとともに、当事者双方で言い分が異なる場合などは警察へ通報してください。

(3) 公共交通機関を利用する際の注意

プラハ市内の移動には、路面電車（トラム）のほか、地下鉄、

バスが利用可能です。これら公共交通機関の利用には、共通乗車券が必要です。乗車券は、携帯電話のアプリケーション（Pid Litacka）を通じて、又は地下鉄駅、キオスク、バスの停留所にある自動券売機で購入できます（一部、車内に券売機が設置されているトラムもあります。）。

バス・トラムについては、乗車したら直ぐに車内に設置されている検札機で打刻する必要があります。地下鉄の場合、駅構内に設置されている検札機で打刻します。

車両には私服の検札員が随時巡回しており、乗車券の所持を確認される場合があります。適正な乗車券等を所持していないと罰金を科されます（チケットを所持していても検札機で打刻していなければ同様です）。

なお、検札員はチケットの所持を確認する際、検札員であることを示すバッジを提示します。

交通標識 1

警戒標識

	右カーブ注意		左カーブ注意		右つづら折り注意		左つづら折り注意
	交差点注意		幅員減少注意		車線数減少注意		上がり急勾配注意
	下り急勾配注意		バンブ注意		路面凸凹注意		スリップ注意
	対面通行注意		交通渋滞注意		霧注意		凍結注意
	トンネル注意		空港注意		横風注意		道路工事中注意
	野生動物飛び出し注意		動物飛び出し注意		泥跳ね注意		落石注意
	自転車の横断注意		横断歩道注意		埠頭注意		信号機注意
	その他危険注意		踏切(遮断機あり)注意		踏切(遮断機なし)注意		路面電車注意
	踏切標示(単線)		踏切標示(複線)		遮断機までの距離標示80m		
	遮断機までの距離標示160m				遮断機までの距離標示240m		

優先標識















	優先道路		優先道路終り		非優先		路面電車優先
	一時停止		対向車線優先		進行車線優先		

規制標識

	車両通行止め		耕運機通行止め		自動車2輪車通行止め		提示された車両通行止め
	家畜通行止め		歩行者通行止め		牽引車通行止め		車間距離制限
	自動二輪以外通行止め		自家用車通行止め		貨物自動車通行止め		バス通行止め
	トラクター通行止め		自動二輪通行止め		自転車通行止め		馬車通行止め
	車両重量制限		軸重制限		最大幅制限		高さ制限
	長さ制限		車両進入禁止		最高速度		追越禁止
	追越禁止終り		トラックによる追越禁止		トラックによる追越禁止終り		
	危険マーク付き車両通行止め				水質汚染物質積載車両通行止め		
	警笛使用禁止		警笛使用禁止終り		右折禁止		左折禁止
	転回禁止		停車義務		終り		駐停車禁止
	その他						

交通標識 2

指示標識

	ロータリー		指定方向外進行禁止		歩行者自転車専用		歩行者自転車専用終り
	家畜優先		家畜優先終了		トラック専用レーン		トラック専用レーン終り
	灯火点灯		灯火点灯終了		最低速度		最低速度規制終り
	歩行者専用		歩行者専用終り				







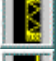



案内標識

	行止まり		駐車場		迂回		迂回変更
	警察		パーキングエリア		サービスエリア		休憩所
	ホテル		トイレ		キャンピングエリア		病院
	応急手当所		停留所		バス駐車場		トラム停留所
	トローリーバス停留所		電話		インフォメーションセンター		
	ガソリンスタンド		応急修理施設		自動車用高速道路		自動車用高速道路終り
	自動車専用道路		自動車専用道路終り		専用レーン		走行限定レーン
	標識変更注意		トラム追越し		トラム追越し		直進不可
	コミュニティー道路		コミュニティー道路終り		一方通行		一方通行
	横断歩道		自転車横断		トンネル		トンネル終り
	国道番号		国際道路番号		方面および方向の予告		方面および距離
	迂回路		キロポスト				

標章

	聾啞者運転中		身体障害者運転中		初心者マーク		スクールバス
---	--------	---	----------	---	--------	---	--------

道路表示

	駐車スペース		駐車スペース		駐車スペース		駐車可能路側帯
	予約駐車スペース		時間制限付駐車スペース		身体障害者用駐車スペース		
	停留所		停留所		停留所		トラム停留所
	駐車禁止		駐停車禁止				

(4) チェコ国内でのドローン飛行規則

必要な許可を取得せず無人飛行機（ドローン）を高速道路や一般道の上を飛ばすことはできず、また所有者の許可無く個人所有の土地の上を飛行させることも出来ません。さらに、ドローンの撮影する映像上に映ることになる人からも、合意を得る必要があります。

ドローンを飛行させたい方は、飛行許可と航空作業許可、場合によっては個人使用向けの航空活動実施許可を取得する必要があります。

ドローンの利用が個人目的であれ商業目的であれ、チェコ国内では飛行禁止区域を厳守してください。

飛行禁止区域に関しては次のウェブサイトを確認できます。

[\(https://aisview.rlp.cz/\)](https://aisview.rlp.cz/)

商業目的でのドローンの利用は、追加の規制が適用され、民間航空局の発行する許可を取得する必要があります。詳しくは、<https://www.caa.cz/en/authority/>をご確認ください。

チェコ国内でドローンを飛行させる場合の条件等については民間航空局で確認してください。

(5) セグウェイでの交通

2016年8月中旬以降、プラハ中心部および市内の他の一部で、歩道、歩行者ゾーン、および道路でのセグウェイの使用が禁止されています。

詳細は、チェコ政府観光局公式ウェブサイト

「#VisitCzechRepublic」でも確認できます。

<https://www.visitczechrepublic.com/ja-JP/fa579f01-ea37-4e1a-9c21-b2a370c5ba2a/page/transport-in-the-czech-republic>

Ⅲ. 大規模災害等緊急事態への対処

1. 平素からの準備と心構え

【平素からの準備】

大規模災害等が発生した場合に落ち着いて対応できるよう、主に次のような準備を平素より心がけてください。

- ・ 緊急事態発生時の職場や家族との連絡方法の確認
- ・ 携帯ラジオの準備
- ・ 緊急事態における携行品、非常用物資の準備
- ・ 地域内で避難場所(安全な場所)の確認

【心構え】

大規模災害等が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、大使館から関連情報を緊急メールやホームページ等でお知らせします。このほか、各自でも情報収集を行い、安全対策をとる必要があります。その際は、どのような情勢となっているか、危険な場所はどこか、チェコ当局が住民向けに何らかの指示を発出しているか、などを確認することが大切です。危険な場所には近づかず、チェコ当局や大使館からの指示に従うなど、被害に巻き込まれないよう行動する必要があります。

万一、大規模災害等の現場やその付近に居合わせた場合、安全な場所に移動した上で、自身の安否を大使館へ知らせてください。

2. 大規模災害発生時の行動

(1) 原子力発電所での事故

チェコでは、テメリーン（Temelin、Ceske Budejovice の北西約 25km）とドウコヴァニー（Dukovany、Brno の南西約 30km）の 2 か所に原子力発電所があります。事故等が発生した場合には、チェコ政府からテレビ・ラジオ等を通じて通報・指示がありますので、同政府や各自治体の指示に従って行動して下さい。

(2) 河川の増水・氾濫

チェコでは、2002 年夏に大規模な洪水が発生し、プラハでは約 5 万人の市民が避難を余儀なくされ、建造物や地下鉄などにも大きな被害が出ました。この洪水は、数百年に 1 度の大洪水と言われましたが、2013 年にも洪水危機が発生しておりますので注意が必要です。

雪解け時季や大量の降雨があった際には、河川の増水や氾濫に警戒しなければなりません。避難しなければならない事態も想定し、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて関連情報の収集に努め、避難用の携行荷物を事前に整えておくことが大切です。その時々々の河川の増水・氾濫の危険度は、次のホームページに掲載されます。

・ 環境省中央洪水委員会 <https://www.dppcr.cz>

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

<input type="checkbox"/> パスポート	<ul style="list-style-type: none">・ 6か月以上の残存有効期間が望ましい・ 最終ページの「所持人記載欄」は漏れなく記載しておく
<input type="checkbox"/> 貴重品	<ul style="list-style-type: none">・ 現金、貴金属、有価証券、クレジットカードなど
<input type="checkbox"/> 自動車	<ul style="list-style-type: none">・ 自動車を常時整備し、燃料を十分に入れておく・ 車内には懐中電灯、地図を備え置く
<input type="checkbox"/> 衣類・着替え	<ul style="list-style-type: none">・ 長袖、長ズボンが賢明・ 履き物は、行動に便利で頑丈なもの
<input type="checkbox"/> 洗面用具	<ul style="list-style-type: none">・ タオル、歯磨きセット、石鹸など
<input type="checkbox"/> 非常用食料	<ul style="list-style-type: none">・ 米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルクなどの保存食、ミネラルウォーター
<input type="checkbox"/> 医薬品	<ul style="list-style-type: none">・ 常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、包帯、絆創膏、衛生綿など
<input type="checkbox"/> ラジオ	<ul style="list-style-type: none">・ NHK海外放送（ラジオジャパン）やBBCなどの放送が受信できる電池仕様のもの
<input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none">・ 懐中電灯、予備の電池、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災ずきん等

IV. その他

1. 在留届・たびレジ

日本外務省では、海外に渡航・滞在される邦人の安心と安全のため、「在留届」（3か月以上の滞在を予定されている方）と「たびレジ」（3か月未満の渡航を予定されている方）の2種類の渡航登録サービスを提供しています。登録して頂いた方には、在外公館からの緊急事態に関する情報などを提供する緊急一斉メールをお届けすることができます。

(1) 在留届

大使館では、在留邦人の安全にかかわる緊急事態などが発生した場合、「在留届」に基づいて緊急連絡や援護活動を行いますが、「在留届」の登録（提出）がない場合、在留の事実や連絡先を把握できませんので、大使館からの緊急連絡や援護活動は難しくなります。

「在留届」やその変更届は、在留邦人の皆様と大使館とを結ぶ重要な「接点」です。登録やその後の変更は、下記のとおり、インターネットでも簡単に行えますので、必ず登録（提出）してください。

【対象者】

チェコに3か月以上滞在される方（外国に住居又は居所を定めて3か月以上滞在する人は、「在留届」を速やかに登録（提出）することが、法で義務づけられています。）

【インターネットでの「在留届」登録方法】

① 外務省「ORRnet」ホームページ

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) にアクセス

または、

- ② 外務省ホームページのトップページから「各種手続き」→「電子申請・届出」→「在留届電子届出システム ORR ネット」とアクセス

※ 緊急連絡に備え、「在留届」には電話番号及びメールアドレスを必ずご記載ください。また、インターネットをご利用できない場合、管轄の大使館に「在留届」を書面で提出してください。

【在留届の変更】

帰国、引っ越し等で「在留届」の記載事項に変更が生じた方は、そのことを速やかに届け出ることが、法律で義務づけられています。

特に、チェコから日本へ帰国または他国へ転出したにもかかわらず「在留変更届」の登録（提出）がないと、チェコで大規模な事故や災害が発生した場合、緊急連絡や安否確認の必要上、大使館から日本のご家族やご親族にご連絡することとなり、無用な心配やご迷惑をおかけすることになりかねません。

【「在留変更届」の登録（提出）方法】

- ① インターネットで「在留届」を登録された方

外務省「ORRnet」ホームページ

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) から変更届を登録することができます。

- ② 書面で「在留届」を当館に提出された方

大使館ホームページ([http://www.cz.emb-](http://www.cz.emb-japan.go.jp/jp/index.html)

[japan.go.jp/jp/index.html](http://www.cz.emb-japan.go.jp/jp/index.html)) から用紙をダウンロード

し、漏れなく記入した上、当館領事部に宛てに FAX 又は

郵送。

大使館領事部宛先

F A X : 257-011-055

所在地: Maltezske nam. 6, P. O. Box No. 91, 118 01, Praha 1

※ 既に帰国されていて「在留変更届」の登録（提出）が困難な場合、大使館領事部(ryoji@ph.mofa.go.jp)に帰国された方のお名前・生年月日・帰国した時期（年月）をお知らせください。

(2) たびレジ

「たびレジ」は、海外旅行や海外出張など3か月未満の海外渡航を予定されている方が、旅行の日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メールが受け取れるサービスです。

「たびレジ」登録は、外務省のホームページ上で行って下さい。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

2. パスポート（旅券）

【身分証明書の携行義務】

チェコに滞在する外国人には、パスポート等の身分証明書の原本を常時携帯する義務があります。警察から提示を求められた際、身分証明書を提示できなければ、罰金が科せられることがあるので注意が必要です。

また、パスポートの人定部分ページの写真等データを携帯電話に保存しておいたり、コピーを取ってパスポートとは別の場所に保管しておくこともお勧めします。

なお、パスポートとは別に、健康保険証（短期旅行者の場合は滞在期間をカバーする海外旅行保険等への加入証）の携行・提示義務もあります。

【パスポートの盗難・紛失】

パスポートの盗難・紛失に遭った場合、大使館で手続を行うこととなります。その際は、①発行から6か月以内の戸籍謄本、②盗難・紛失についての被害届（ポリスレポート）、③写真2枚（4.5 cm×3.5 cm）、④身分証明書が必要です。

ヨーロッパの国々を陸路で移動する場合、国境でのパスポート確認が行われなことが多いですが、原則としてパスポートを持たずに国境を越えることはできません。国境等でパスポートの提示ができない場合、強制退去などの処分が科せられることがあります。

3. 緊急連絡先

【公的機関】

- ・ 緊急電話：112（英語可）…警察や消防、救急等のあらゆる緊急用
- ・ 警察：158
- ・ 市警察：156
- ・ 救急：155
- ・ 消防：150
- ・ 外国人警察（プラハ）：974-841-229、cppkr@mvcz.cz
- ・ ムーステク警察署
 - 住所：Jungmannovo nam. 9, Praha 1（地下鉄Mustek駅）
 - 電話：974-851-750
- ・ 在チェコ日本大使館
 - 住所：Maltezske nam. 6, 118 01, Praha 1
 - 代表電話：257-533-546
 - FAX：257-011-055（領事部FAX）
 - Eメール：ryoji@ph.mofa.go.jp（領事部メール）
 - ホームページ：<https://www.cz.emb-japan.go.jp>
- ・ チェコ日本人会
 - 住所：Na Mustku 8, Praha 1
 - 電話：224-216-032
 - （火曜・木曜の各14:00～18:00）
 - Eメール：nihonjinkai@gmail.com

【主な病院】

- ・ ユニケア・メディカルセンター（Unicare Medical Center）
 - 住所：Na Dlouhem lanu 11, Praha 6
 - 電話：608-103-050（24時間対応）
 - 602-201-040（24時間対応）
 - 235-356-553

ホームページ : <https://www.unicare.cz>

・カナディアン・メディカル ケア (Canadian Medical Care)

住 所 : Veleslavinska 1, Praha 6

電 話 : 7 2 4 - 3 0 0 - 3 0 1 (24 時間対応)

7 2 4 - 3 0 0 - 3 1 2 (歯科専門)

2 3 5 - 3 6 0 - 1 3 3 (一般受付)

ホームページ : <https://www.cmcpraha.com>

・モトール大学病院 (Fakultni nemocnice v Motole)

住 所 : V Uvalu 84, Praha 5

電 話 : 2 2 4 - 4 3 1 - 1 1 1 (救急、24 時間対応)

2 2 4 - 4 3 3 - 6 8 2 (外国人成人外来用)

2 2 4 - 4 3 3 - 6 9 0 (外国人小児外来用)

ホームページ : <https://www.fnmotol.cz>

・ナ・ホモルツェ病院 (Nemocnice na Homolce)

住 所 : Roentgenova 2, Praha 5

電 話 : 2 5 7 - 2 7 3 - 2 8 9 (代表)

ホームページ : <https://www.homolka.cz>

・中央陸軍病院 (Ustredni vojenska nemocnice Praha)

住 所 : U Vojenske nemocnice 1200, Praha 6

電 話 : 9 7 3 - 2 0 8 - 3 3 3 (代表)

9 7 3 - 2 0 3 - 0 2 3

ホームページ : <https://www.uvn.cz>